

【(法適用)申請に対する処分】

| No.          | 処分の概要                           | 法令名称                      | 根拠条項            | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由                                                   | 標準処理期間                 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|--------------|---------------------------------|---------------------------|-----------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------|-------------|
| ◎企画政策部 企画政策課 |                                 |                           |                 |            |                                                               |                  |                                                                     |                        |                     |             |
| 1            | 合併協議会設置請求代表者証明書の交付              | 市町村の合併の特例に関する法律施行令        | 第1条第2項          | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     | 14日間                   |                     | 企画政策部 企画政策課 |
| 2            | 同一請求代表者証明書の交付                   | 市町村の合併の特例に関する法律施行令        | 第27条第4項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     | 14日間に千葉県における処理期間を加えた期間 |                     | 企画政策部 企画政策課 |
| 3            | 地域来訪者等利便増進活動計画の認定及び変更認定         | 地域再生法                     | 第17条の7第8項及び第13項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     | 30日                    |                     | 企画政策部 企画政策課 |
| 4            | 地域再生推進法人の指定                     | 地域再生法                     | 第19条第1項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     | 30日                    |                     | 企画政策部 企画政策課 |
| 5            | 移動等円滑化経路協定の認可                   | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第41条第3項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 6            | 移動等円滑化経路協定の変更認可                 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第44条第1項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 7            | 移動等円滑化経路協定の廃止認可                 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第48条第1項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 8            | 一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可           | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第50条第1項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 9            | 移動等円滑化施設協定の認可(第41条第3項の準用)       | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第51条の2第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 10           | 移動等円滑化施設協定の変更認可(第44条第1項の準用)     | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第51条の2第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 11           | 移動等円滑化施設協定の廃止認可(第48条第1項の準用)     | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第51条の2第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| 12           | 一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)  | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第51条の2第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                                                                     |                        | ③その他                | 企画政策部 企画政策課 |
| ◎総務部 総務課     |                                 |                           |                 |            |                                                               |                  |                                                                     |                        |                     |             |
| 13           | 開示請求に対する決定                      | 個人情報の保護に関する法律             | 第82条            | ①有         |                                                               | ①有               | 開示請求があった日から30日以内(事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第83条)    |                        |                     | 総務部 総務課     |
| 14           | 訂正請求に対する決定                      | 個人情報の保護に関する法律             | 第93条            | ①有         |                                                               | ①有               | 訂正請求があった日から30日以内(事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第94条)    |                        |                     | 総務部 総務課     |
| 15           | 利用停止請求に対する決定                    | 個人情報の保護に関する法律             | 第101条           | ①有         |                                                               | ①有               | 利用停止請求があった日から30日以内(事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長可)(法第102条) |                        |                     | 総務部 総務課     |
| 16           | 条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付             | 地方自治法施行令                  | 第91条第2項         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                                                                     | 7～14日                  |                     | 総務部 総務課     |
| 17           | 副知事等の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用) | 地方自治法施行令                  | 第121条           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                                                                     | 7～14日                  |                     | 総務部 総務課     |
| 18           | 障害物の伐除のための許可                    | 土地収用法                     | 第14条第1項         | ①有         |                                                               | ①有               |                                                                     | 1箇月                    |                     | 総務部 総務課     |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.                     | 処分の概要                                 | 法令名称               | 根拠条項                            | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                    | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署                   |
|-------------------------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------------------------|---------------------|------------------------|
| 19                      | 山林原野等の伐除の許可                           | 土地収用法              | 第14条第3項                         | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日                       |                     | 総務部 総務課                |
| 20                      | 非常災害の際の土地の使用に係る許可                     | 土地収用法              | 第122条第1項                        | ①有         |                                                               | ①有               |                   | なし(処理期間の設定は、事務の性質上なじまない。) | ③その他                | 総務部 総務課                |
| 21                      | 非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項の準用)        | 土地収用法              | 第138条第1項                        | ①有         |                                                               | ①有               |                   | なし(処理期間の設定は、事務の性質上なじまない。) | ③その他                | 総務部 総務課                |
| ◎総務部 行政管理課              |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 22                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 総務部 行政管理課              |
| ◎総務部 管財課                |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 23                      | 行政財産の使用許可                             | 地方自治法              | 第238条の4第7項                      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日                     |                     | 総務部 管財課                |
| ◎総務部 危機管理課              |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 24                      | 罹災証明書の交付                              | 災害対策基本法            | 第90条の2第1項                       | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日                       |                     | 総務部 危機管理課              |
| ◎財政部 財政課                |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 25                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 財政部 財政課                |
| ◎財政部 市民税課               |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 26                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 財政部 市民税課               |
| ◎財政部 資産税課               |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 27                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 財政部 資産税課               |
| ◎財政部 納税課                |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 28                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 財政部 納税課                |
| ◎空港部 空港地域振興課            |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 29                      | 建築の許可(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。) | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 | 第5条第2項ただし書(同条第5項において準用する場合を含む。) | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日間                      |                     | 空港部 空港地域振興課            |
| ◎空港部 空港対策課              |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 30                      | 行政財産の使用許可                             | 地方自治法              | 第238条の4第7項                      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日                     |                     | 空港部 空港対策課              |
| ◎シティプロモーション部 観光プロモーション課 |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 31                      | 指定納付受託者の指定                            | 地方自治法              | 第231条の2の3第1項                    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | シティプロモーション部 観光プロモーション課 |
| 32                      | 行政財産の使用許可                             | 地方自治法              | 第238条の4第7項                      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日                     |                     | シティプロモーション部 観光プロモーション課 |
| ◎シティプロモーション部 スポーツ振興課    |                                       |                    |                                 |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |                        |
| 33                      | 行政財産の使用許可                             | 地方自治法              | 第238条の4第7項                      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日                     |                     | シティプロモーション部 スポーツ振興課    |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.                | 処分の概要             | 法令名称         | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署                |
|--------------------|-------------------|--------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|---------------------|
| 34                 | 学校施設利用の許可         | 社会教育法        | 第45条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1～4日   |                     | シティプロモーション部 スポーツ振興課 |
| ◎シティプロモーション部 文化国際課 |                   |              |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |                     |
| 35                 | 指定納付受託者の指定        | 地方自治法        | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | シティプロモーション部 文化国際課   |
| 36                 | 行政財産の使用許可         | 地方自治法        | 第238条の4第7項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                     | シティプロモーション部 文化国際課   |
| ◎市民生活部 市民課         |                   |              |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |                     |
| 37                 | 指定納付受託者の指定        | 地方自治法        | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 市民生活部 市民課           |
| 38                 | 臨時運行の許可           | 道路運送車両法      | 第34条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 即日     |                     | 市民生活部 市民課           |
| 39                 | 埋葬又は火葬又は改葬の許可     | 墓地、埋葬等に関する法律 | 第5条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 即日     |                     | 市民生活部 市民課           |
| ◎市民生活部 保険年金課       |                   |              |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |                     |
| 40                 | 指定納付受託者の指定        | 地方自治法        | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 41                 | 被保険者証の交付          | 国民健康保険法      | 第9条第2項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 42                 | 一部負担金の減額、免除及び徴収猶予 | 国民健康保険法      | 第44条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 43                 | 療養費の支給            | 国民健康保険法      | 第54条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3箇月    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 44                 | 特別療養費の支給          | 国民健康保険法      | 第54条の3第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 45                 | 移送費の支給            | 国民健康保険法      | 第54条の4第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3箇月    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 46                 | 特別療養給付の支給         | 国民健康保険法      | 第55条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 市民生活部 保険年金課         |
| 47                 | 高額療養費の支給          | 国民健康保険法      | 第57条の2第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 市民生活部 保険年金課         |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.          | 処分の概要                       | 法令名称        | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由               | 担当部署        |
|--------------|-----------------------------|-------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------------------------------|-------------|
| 48           | 高額介護合算療養費の支給                | 国民健康保険法     | 第57条の3第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 49           | 特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定     | 国民健康保険法施行令  | 第29条の2第7項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 2日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 50           | 特定疾病に係る市町村又は組合の認定           | 国民健康保険法施行令  | 第29条の2第8項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 2日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 51           | 被保険者証の再交付                   | 国民健康保険法施行規則 | 第7条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 52           | 食事療養減額認定証の交付                | 国民健康保険法施行規則 | 第26条の3第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 53           | 食事療養減額認定証の再交付               | 国民健康保険法施行規則 | 第26条の3第5項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 54           | 食事療養標準負担額減額の特例              | 国民健康保険法施行規則 | 第26条の5第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 55           | 生活療養減額認定証の交付                | 国民健康保険法施行規則 | 第26条の6の4第2項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 56           | 生活療養減額認定証の再交付(第26条の3第5項の準用) | 国民健康保険法施行規則 | 第26条の6の4第4項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 57           | 特定疾病受療証の再交付                 | 国民健康保険法施行規則 | 第27条の13第8項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 58           | 限度額適用認定証の交付                 | 国民健康保険法施行規則 | 第27条の14の2第2項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日以内   |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 59           | 限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)  | 国民健康保険法施行規則 | 第27条の14の2第5項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| 60           | 特別療養証明書の交付                  | 国民健康保険法施行規則 | 第28条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 遅滞なく   | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 市民生活部 保険年金課 |
| 61           | 特別療養証明書の再交付                 | 国民健康保険法施行規則 | 第28条第6項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                                   | 市民生活部 保険年金課 |
| ◎市民生活部 市民協働課 |                             |             |              |            |                                                               |                  |                   |        |                                   |             |
| 62           | 行政財産の使用許可                   | 地方自治法       | 第238条の4第7項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～10日  |                                   | 市民生活部 市民協働課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.          | 処分の概要               | 法令名称             | 根拠条項        | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署        |
|--------------|---------------------|------------------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-------------|
| 63           | 地縁による団体の認可          | 地方自治法            | 第260条の2第1項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 14日    |                                            | 市民生活部 市民協働課 |
| 64           | 告示事項に関する証明書の交付      | 地方自治法            | 第260条の2第12項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 1日     |                                            | 市民生活部 市民協働課 |
| 65           | 認可地縁団体の規約の変更の認可     | 地方自治法            | 第260条の3第2項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 14日    |                                            | 市民生活部 市民協働課 |
| 66           | 認可地縁団体の解散後の財産の処分の認可 | 地方自治法            | 第260条の31第2項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 14日    |                                            | 市民生活部 市民協働課 |
| 67           | 認可地縁団体の合併の認可        | 地方自治法            | 第260条の39第3項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 市民生活部 市民協働課 |
| ◎市民生活部 交通防犯課 |                     |                  |             |            |                                                               |                  |                   |        |                                            |             |
| 68           | 行政財産の使用許可           | 地方自治法            | 第238条の4第7項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                                            | 市民生活部 交通防犯課 |
| ◎市民生活部 下総支所  |                     |                  |             |            |                                                               |                  |                   |        |                                            |             |
| 69           | 行政財産の使用許可           | 地方自治法            | 第238条の4第7項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                                            | 市民生活部 下総支所  |
| ◎市民生活部 大栄支所  |                     |                  |             |            |                                                               |                  |                   |        |                                            |             |
| 70           | 行政財産の使用許可           | 地方自治法            | 第238条の4第7項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                                            | 市民生活部 大栄支所  |
| ◎環境部 環境計画課   |                     |                  |             |            |                                                               |                  |                   |        |                                            |             |
| 71           | 地域脱炭素化促進事業計画の認定     | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 第22条の2第3項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 環境部 環境計画課   |
| 72           | 地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定  | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 第22条の3第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 環境部 環境計画課   |
| ◎環境部 クリーン推進課 |                     |                  |             |            |                                                               |                  |                   |        |                                            |             |
| 73           | 行政財産の使用許可           | 地方自治法            | 第238条の4第7項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 74           | 一般廃棄物収集・運搬業の許可      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 75           | 一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 76           | 一般廃棄物処分業の許可         | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条第6項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 77           | 一般廃棄物処分業の許可の更新      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条第7項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 78           | 一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の2第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |
| 79           | 一般廃棄物処分業の変更の許可      | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第7条の2第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 環境部 クリーン推進課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.        | 処分の概要                               | 法令名称                                 | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-------------|
| 80         | 再生利用一般廃棄物・運送業者の指定                   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則                 | 第2条第2号       | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日    |                     | 環境部 クリーン推進課 |
| 81         | 再生利用一般廃棄物処分業者の指定                    | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則                 | 第2条の3第2号     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日    |                     | 環境部 クリーン推進課 |
| ◎環境部 環境衛生課 |                                     |                                      |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |             |
| 82         | 指定納付受託者の指定                          | 地方自治法                                | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 83         | 行政財産の使用許可                           | 地方自治法                                | 第238条の4第7項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 84         | 犬の登録及び鑑札の交付                         | 狂犬病予防法                               | 第4条第2項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 85         | 犬の予防注射済票の交付                         | 狂犬病予防法                               | 第5条第2項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 86         | 犬の鑑札の再交付                            | 狂犬病予防法施行令                            | 第1条の2        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 87         | 犬の予防注射済票の再交付                        | 狂犬病予防法施行令                            | 第3条          | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 1日     |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 88         | 給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読替え) | 水道法                                  | 第13条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 14日    |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 89         | 工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)          | 水道法                                  | 第32条         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 90         | 浄化槽清掃業の許可                           | 浄化槽法                                 | 第35条         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 180日   |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 91         | 事業の転換に関する計画の認定                      | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法     | 第7条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 92         | 事業転換計画の変更の認定                        | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 | 第5条第3項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 180日   |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 93         | 埋葬又は火葬又は改葬の許可                       | 墓地、埋葬等に関する法律                         | 第5条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 2日     |                     | 環境部 環境衛生課   |
| 94         | 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可(変更及び廃止許可を含む。)    | 墓地、埋葬等に関する法律                         | 第10条         | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 28日    |                     | 環境部 環境衛生課   |
| ◎福祉部 社会福祉課 |                                     |                                      |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |             |
| 95         | 社会福祉法人の認可                           | 社会福祉法                                | 第32条         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 社会福祉課   |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要            | 法令名称       | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|------------------|------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-----------|
| 96  | 評議員会の招集の許可       | 社会福祉法      | 第45条の9第5項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 97  | 定款の変更の認可         | 社会福祉法      | 第45条の36第2項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 98  | 解散の認可及び認定        | 社会福祉法      | 第46条第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 99  | 吸収合併の認可          | 社会福祉法      | 第50条第3項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 100 | 新設合併の認可          | 社会福祉法      | 第54条の6第2項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 101 | 社会福祉充実計画の承認      | 社会福祉法      | 第55条の2第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 102 | 社会福祉充実計画の変更の承認   | 社会福祉法      | 第55条の3第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 103 | 社会福祉充実計画の終了の承認   | 社会福祉法      | 第55条の4     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 104 | 社会福祉連携推進法人の認定    | 社会福祉法      | 第125条      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 福祉部 社会福祉課 |
| 105 | 定款の変更の認可         | 社会福祉法      | 第139条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 福祉部 社会福祉課 |
| 106 | 社会福祉連携推進方針の変更の認定 | 社会福祉法      | 第140条      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 福祉部 社会福祉課 |
| 107 | 代表理事の選定及び解職の認可   | 社会福祉法      | 第142条      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 福祉部 社会福祉課 |
| 108 | 保護の開始の申請に対する処分   | 生活保護法      | 第24条第3項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 109 | 保護の変更の申請に対する処分   | 生活保護法      | 第24条第9項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 110 | 就労自立給付金の支給       | 生活保護法      | 第55条の4第1項  | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日以内  |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 111 | 進学準備給付金の支給       | 生活保護法      | 第55条の5第1項  | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 14日以内  |                                            | 福祉部 社会福祉課 |
| 112 | 生活困窮者住居確保給付金の支給  | 生活困窮者自立支援法 | 第6条第1項     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日    |                                            | 福祉部 社会福祉課 |

◎福祉部 高齢者福祉課

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                           | 法令名称  | 根拠条項        | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間  | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署       |
|-----|---------------------------------|-------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------|---------------------|------------|
| 113 | 行政財産の使用許可                       | 地方自治法 | 第238条の4第7項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日   |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 114 | 社会福祉法人の認可                       | 社会福祉法 | 第32条        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日以内   |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 115 | 評議員会の招集の許可                      | 社会福祉法 | 第45条の9第5項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 116 | 定款の変更の認可                        | 社会福祉法 | 第45条の36第2項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日以内   |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 117 | 解散の認可及び認定                       | 社会福祉法 | 第46条第2項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 14日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 118 | 吸収合併の認可                         | 社会福祉法 | 第50条第3項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 119 | 新設合併の認可                         | 社会福祉法 | 第54条の6第2項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 120 | 社会福祉充実計画の承認                     | 社会福祉法 | 第55条の2第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 121 | 社会福祉充実計画の変更の承認                  | 社会福祉法 | 第55条の3第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 122 | 社会福祉充実計画の終了の承認                  | 社会福祉法 | 第55条の4      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 123 | 指定地域密着型サービス事業者の指定               | 介護保険法 | 第78条の2第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 124 | 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用) | 介護保険法 | 第78条の12     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 125 | 複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定   | 介護保険法 | 第78条の13第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 40日～45日 |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 126 | 指定居宅介護支援事業者の指定                  | 介護保険法 | 第79条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 127 | 指定居宅介護支援事業者の指定の更新               | 介護保険法 | 第79条の2      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |
| 128 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定           | 介護保険法 | 第115条の12第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 高齢者福祉課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.          | 処分の概要                               | 法令名称  | 根拠条項          | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|--------------|-------------------------------------|-------|---------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-------------|
| 129          | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用) | 介護保険法 | 第115条の21      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 高齢者福祉課  |
| 130          | 指定介護予防支援事業者の指定                      | 介護保険法 | 第115条の22第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 高齢者福祉課  |
| 131          | 指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)        | 介護保険法 | 第115条の31      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 高齢者福祉課  |
| 132          | 指定事業者の指定                            | 介護保険法 | 第115条の45の5    | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日    |                     | 福祉部 高齢者福祉課  |
| 133          | 指定事業者の指定の更新                         | 介護保険法 | 第115条の45の6第1項 | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日    |                     | 福祉部 高齢者福祉課  |
| ◎福祉部 障がい者福祉課 |                                     |       |               |            |                                                               |                  |                   |        |                     |             |
| 134          | 行政財産の使用許可                           | 地方自治法 | 第238条の4第7項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 135          | 社会福祉法人の認可                           | 社会福祉法 | 第32条          | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 136          | 評議員会の招集の許可                          | 社会福祉法 | 第45条の9第5項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 137          | 定款の変更の認可                            | 社会福祉法 | 第45条の36第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 138          | 解散の認可及び認定                           | 社会福祉法 | 第46条第2項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 139          | 吸収合併の認可                             | 社会福祉法 | 第50条第3項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 140          | 新設合併の認可                             | 社会福祉法 | 第54条の6第2項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 141          | 社会福祉充実計画の承認                         | 社会福祉法 | 第55条の2第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 142          | 社会福祉充実計画の変更の承認                      | 社会福祉法 | 第55条の3第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 143          | 社会福祉充実計画の終了の承認                      | 社会福祉法 | 第55条の4        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 144          | 障害児通所給付費の支給                         | 児童福祉法 | 第21条の5の3第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                         | 法令名称                         | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|-----|-------------------------------|------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-------------|
| 145 | 特例障害児通所給付費の支給                 | 児童福祉法                        | 第21条の5の4第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 146 | 通所給付決定の変更承認                   | 児童福祉法                        | 第21条の5の8第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 147 | 高額障害児通所給付費の支給                 | 児童福祉法                        | 第21条の5の12第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 148 | 放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給        | 児童福祉法                        | 第21条の5の13第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 149 | 肢体不自由児通所医療費の支給                | 児童福祉法                        | 第21条の5の29第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 150 | 障害児相談支援給付費の支給                 | 児童福祉法                        | 第24条の26第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 151 | 特例障害児相談支援給付費の支給               | 児童福祉法                        | 第24条の27第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 152 | 指定障害児相談支援事業者の指定               | 児童福祉法                        | 第24条の28第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 153 | 指定障害児相談支援事業者の指定の更新            | 児童福祉法                        | 第24条の29第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 154 | 通所受給者証の再交付                    | 児童福祉法施行規則                    | 第18条の6第9項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 155 | 障害児福祉手当の受給資格認定                | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第19条         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 156 | 障害児福祉手当の受給資格の再認定              | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 157 | 特別障害者手当の受給資格の認定               | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条の5       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 158 | 特別障害者手当の受給資格の再認定              | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条の5       | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 14日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 159 | 介護給付費等の支給要否決定                 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第22条第1項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～60日  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 160 | 障害支援区分の認定                     | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第21条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 161 | 支給決定(障害福祉サービスの種類、支給量、有効期間の決定) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第22条第7項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                     | 法令名称                         | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間  | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|-----|-------------------------------------------|------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------|---------------------|-------------|
| 162 | 支給決定の変更                                   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第24条第2項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～60日   |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 163 | 障害支援区分の変更認定                               | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第24条第4項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 164 | 介護給付費又は訓練等給付費の支給                          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第29条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3カ月     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 165 | 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定                    | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第30条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日      |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 166 | 介護給付費等の負担額の特例認定                           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第31条       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日      |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 167 | 特定障害者特別給付費の支給                             | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第34条第1項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 3カ月     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 168 | 特例特定障害者特別給付費の支給                           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第35条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 169 | 地域相談支援給付費等の相談支援給付要否決定                     | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の7第1項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 170 | 地域相談支援給付要否決定(地域相談支援の種類、地域相談支援給付量、有効期間の決定) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の7第7項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 171 | 地域相談支援給付決定の変更                             | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の9第1項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日      |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 172 | 地域相談支援給付費の支給                              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の14第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 173 | 特例地域相談支援給付費の支給                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の15第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 174 | 計画相談支援給付費の支給                              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の17第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 175 | 特例計画相談支援給付費の支給                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の18第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 176 | 指定特定相談支援事業者の指定                            | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の20第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日      |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 177 | 指定特定相談支援事業者の指定の更新                         | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の21第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日      |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 178 | 自立支援医療費の支給認定                              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第52条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日～90日 |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 179 | 支給認定の変更                                   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第56条第1項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日～90日  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.        | 処分の概要             | 法令名称                            | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署        |
|------------|-------------------|---------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-------------|
| 180        | 療養介護医療費の支給        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第70条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3カ月    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 181        | 基準該当療養介護医療費の支給    | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第71条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3カ月    |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 182        | 補装具費の支給           | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第76条第1項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～60日  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 183        | 高額障害福祉サービス等給付費の支給 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第76条の2第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7～60日  |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 184        | 受給者証の再交付          | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第16条         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 185        | 地域相談支援受給者証の再交付    | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第26条の8       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| 186        | 医療受給者証の再交付        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第33条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 福祉部 障がい者福祉課 |
| ◎福祉部 介護保険課 |                   |                                 |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |             |
| 187        | 指定納付受託者の指定        | 地方自治法                           | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 188        | 被保険者証の交付          | 介護保険法                           | 第12条第3項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 条件による  |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 189        | 要介護認定             | 介護保険法                           | 第27条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 190        | 要介護認定の更新          | 介護保険法                           | 第28条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 191        | 要介護状態区分の変更の認定     | 介護保険法                           | 第29条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 192        | 要支援認定             | 介護保険法                           | 第32条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 介護保険課   |
| 193        | 要支援認定の更新          | 介護保険法                           | 第33条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | 福祉部 介護保険課   |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要             | 法令名称  | 根拠条項      | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間      | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|-------------------|-------|-----------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------|---------------------|-----------|
| 194 | 要支援状態区分の変更の認定     | 介護保険法 | 第33条の2第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内       |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 195 | 介護保険サービスの種類の指定変更  | 介護保険法 | 第37条第2項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 196 | 居宅介護サービス費の支給      | 介護保険法 | 第41条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 197 | 特例居宅介護サービス費の支給    | 介護保険法 | 第42条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 198 | 地域密着型介護サービス費の支給   | 介護保険法 | 第42条の2第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 199 | 特例地域密着型介護サービス費の支給 | 介護保険法 | 第42条の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 200 | 居宅介護福祉用具購入費の支給    | 介護保険法 | 第44条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 201 | 居宅介護住宅改修費の支給      | 介護保険法 | 第45条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 202 | 居宅介護サービス計画費の支給    | 介護保険法 | 第46条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 203 | 特例居宅介護サービス計画費の支給  | 介護保険法 | 第47条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間若しくは未設定 | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 204 | 施設介護サービス費の支給      | 介護保険法 | 第48条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 205 | 特例施設介護サービス費の支給    | 介護保険法 | 第49条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 206 | 居宅介護サービス費等の額の特例   | 介護保険法 | 第50条      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間若しくは未設定 | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 207 | 高額介護サービス費の支給      | 介護保険法 | 第51条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要               | 法令名称  | 根拠条項      | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間      | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|---------------------|-------|-----------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------|---------------------|-----------|
| 208 | 高額医療合算介護サービス費の支給    | 介護保険法 | 第51条の2第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日～60日間    |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 209 | 特定入所者介護サービス費の支給     | 介護保険法 | 第51条の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 210 | 特例特定入所者介護サービス費の支給   | 介護保険法 | 第51条の4第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 概ね30日間      |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 211 | 介護予防サービス費の支給        | 介護保険法 | 第53条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 212 | 特例介護予防サービス費の支給      | 介護保険法 | 第54条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間若しくは未設定 | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 213 | 地域密着型介護予防サービス費の支給   | 介護保険法 | 第54条の2第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 214 | 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 | 介護保険法 | 第54条の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 215 | 介護予防福祉用具購入費の支給      | 介護保険法 | 第56条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 216 | 介護予防住宅改修費の支給        | 介護保険法 | 第57条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |
| 217 | 介護予防サービス計画費の支給      | 介護保険法 | 第58条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定         | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 218 | 特例介護予防サービス計画費の支給    | 介護保険法 | 第59条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間若しくは未設定 | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 219 | 介護予防サービス費等の額の特例     | 介護保険法 | 第60条      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間若しくは未設定 | ③その他                | 福祉部 介護保険課 |
| 220 | 高額介護予防サービス費の支給      | 介護保険法 | 第61条第1項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間        |                     | 福祉部 介護保険課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.            | 処分の概要                                 | 法令名称      | 根拠条項                                     | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間   | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署          |
|----------------|---------------------------------------|-----------|------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|----------|---------------------|---------------|
| 221            | 高額医療合算介護予防サービス費の支給                    | 介護保険法     | 第61条の2第1項                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日～60日間 |                     | 福祉部 介護保険課     |
| 222            | 特定入所者介護予防サービス費の支給                     | 介護保険法     | 第61条の3第1項                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定      | ③その他                | 福祉部 介護保険課     |
| 223            | 特例特定入所者介護予防サービス費の支給                   | 介護保険法     | 第61条の4第1項                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日間     |                     | 福祉部 介護保険課     |
| 224            | 被保険者証の再交付                             | 介護保険法施行規則 | 第27条第1項                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 即日       |                     | 福祉部 介護保険課     |
| 225            | 特定入所者の負担限度額の認定(特定要介護旧措置入所者を含む。)       | 介護保険法施行規則 | 第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。) | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3日       |                     | 福祉部 介護保険課     |
| 226            | 負担限度額認定証の再交付(特定要介護旧措置入所者を含む。)         | 介護保険法施行規則 | 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。) | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3日       |                     | 福祉部 介護保険課     |
| 227            | 負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給(特定要介護旧措置入所者を含む。) | 介護保険法施行規則 | 第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。) | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 10日      |                     | 福祉部 介護保険課     |
| ◎こども未来部 こども政策課 |                                       |           |                                          |            |                                                               |                  |                   |          |                     |               |
| 228            | 行政財産の使用許可                             | 地方自治法     | 第238条の4第7項                               | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 229            | 社会福祉法人の認可                             | 社会福祉法     | 第32条                                     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 230            | 評議員会の招集の許可                            | 社会福祉法     | 第45条の9第5項                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日      |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 231            | 定款の変更の認可                              | 社会福祉法     | 第45条の36第2項                               | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 232            | 解散の認可及び認定                             | 社会福祉法     | 第46条第2項                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日      |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 233            | 吸収合併の認可                               | 社会福祉法     | 第50条第3項                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日      |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 234            | 新設合併の認可                               | 社会福祉法     | 第54条の6第2項                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日      |                     | こども未来部 こども政策課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要              | 法令名称       | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署          |
|-----|--------------------|------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|---------------|
| 235 | 社会福祉充実計画の承認        | 社会福祉法      | 第55条の2第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 236 | 社会福祉充実計画の変更の承認     | 社会福祉法      | 第55条の3第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 237 | 社会福祉充実計画の終了の承認     | 社会福祉法      | 第55条の4     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 238 | 家庭的保育事業等の認可        | 児童福祉法      | 第34条の15第2項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 239 | 家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認 | 児童福祉法      | 第34条の15第7項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 240 | 特定教育・保育施設の確認       | 子ども・子育て支援法 | 第31条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 241 | 特定教育・保育施設の確認の変更    | 子ども・子育て支援法 | 第32条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 242 | 特定地域型保育事業者の確認      | 子ども・子育て支援法 | 第43条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 243 | 特定地域型保育事業者の確認の変更   | 子ども・子育て支援法 | 第44条       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | こども未来部 こども政策課 |
| 244 | 特定子ども・子育て支援施設等の確認  | 子ども・子育て支援法 | 第58条の2     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 こども政策課 |

◎こども未来部 子育て支援課

|     |                |                |             |    |                                                               |  |  |     |  |               |
|-----|----------------|----------------|-------------|----|---------------------------------------------------------------|--|--|-----|--|---------------|
| 245 | 児童手当の受給資格、額の認定 | 児童手当法          | 第7条第1項及び第2項 | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 30日 |  | こども未来部 子育て支援課 |
| 246 | 児童手当の額の改定      | 児童手当法          | 第9条第1項      | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 60日 |  | こども未来部 子育て支援課 |
| 247 | 児童扶養手当の受給資格認定  | 児童扶養手当法        | 第6条第1項      | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 30日 |  | こども未来部 子育て支援課 |
| 248 | 児童扶養手当の額の改定    | 児童扶養手当法        | 第8条第1項      | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 30日 |  | こども未来部 子育て支援課 |
| 249 | 母子家庭自立支援給付金の支給 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 第31条        | ②無 | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |  |  | 30日 |  | こども未来部 子育て支援課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.         | 処分の概要                            | 法令名称                              | 根拠条項                | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署          |
|-------------|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|---------------|
| 250         | 父子家庭自立支援給付金の支給                   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法                    | 第31条の10において準用する第31条 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 子育て支援課 |
| 251         | 子ども手当の受給資格及び手当額の認定(住所変更後の認定を含む。) | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律         | 第6条                 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | こども未来部 子育て支援課 |
| 252         | 子ども手当の額の改定                       | 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律         | 第8条第1項              | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | こども未来部 子育て支援課 |
| ◎こども未来部 保育課 |                                  |                                   |                     |            |                                                               |                  |                   |        |                     |               |
| 253         | 指定納付受託者の指定                       | 地方自治法                             | 第231条の2の3第1項        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 254         | 行政財産の使用許可                        | 地方自治法                             | 第238条の4第7項          | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                     | こども未来部 保育課    |
| 255         | 公私連携法人の指定                        | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 | 第34条第1項             | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 256         | 社会福祉法人の認可                        | 社会福祉法                             | 第32条                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | こども未来部 保育課    |
| 257         | 評議員会の招集の許可                       | 社会福祉法                             | 第45条の9第5項           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 258         | 定款の変更の認可                         | 社会福祉法                             | 第45条の36第2項          | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内  |                     | こども未来部 保育課    |
| 259         | 解散の認可及び認定                        | 社会福祉法                             | 第46条第2項             | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 260         | 吸収合併の認可                          | 社会福祉法                             | 第50条第3項             | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 261         | 新設合併の認可                          | 社会福祉法                             | 第54条の6第2項           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 262         | 社会福祉充実計画の承認                      | 社会福祉法                             | 第55条の2第1項           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 263         | 社会福祉充実計画の変更の承認                   | 社会福祉法                             | 第55条の3第1項           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                     | こども未来部 保育課    |
| 264         | 社会福祉充実計画の終了の承認                   | 社会福祉法                             | 第55条の4              | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | こども未来部 保育課    |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.            | 処分の概要               | 法令名称                            | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                  | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署          |
|----------------|---------------------|---------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-------------------------|--------------------------------------------|---------------|
| 265            | 公私連携保育法人の指定         | 児童福祉法                           | 第56条の8第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                     |                                            | こども未来部 保育課    |
| 266            | 教育・保育給付認定           | 子ども・子育て支援法                      | 第20条第1項及び第3項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 申請のあった日から30日以内(第20条第6項) |                                            | こども未来部 保育課    |
| 267            | 教育・保育給付認定の変更        | 子ども・子育て支援法                      | 第23条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 申請のあった日から30日以内(第20条第6項) |                                            | こども未来部 保育課    |
| 268            | 施設等利用給付認定           | 子ども・子育て支援法                      | 第30条の5第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日以内                   |                                            | こども未来部 保育課    |
| 269            | 施設等利用給付認定の変更        | 子ども・子育て支援法                      | 第30条の8第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 31日以内                   |                                            | こども未来部 保育課    |
| 270            | 支給認定証の再交付           | 子ども・子育て支援法施行規則                  | 第16条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日                      |                                            | こども未来部 保育課    |
| ◎健康推進部 地域医療政策課 |                     |                                 |              |            |                                                               |                  |                   |                         |                                            |               |
| 271            | 指定納付受託者の指定          | 地方自治法                           | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                     |                                            | 健康推進部 地域医療政策課 |
| 272            | 行政財産の使用許可           | 地方自治法                           | 第238条の4第7項   | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日                   |                                            | 健康推進部 地域医療政策課 |
| ◎健康推進部 健康増進課   |                     |                                 |              |            |                                                               |                  |                   |                         |                                            |               |
| 273            | 指定納付受託者の指定          | 地方自治法                           | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                     |                                            | 健康推進部 健康増進課   |
| 274            | 未熟児に対する養育医療の給付の決定   | 母子保健法                           | 第20条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日                     |                                            | 健康推進部 健康増進課   |
| ◎経済部 商工振興企業立地課 |                     |                                 |              |            |                                                               |                  |                   |                         |                                            |               |
| 275            | 指定納付受託者の指定          | 地方自治法                           | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                     |                                            | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 276            | 行政財産の使用許可           | 地方自治法                           | 第238条の4第7項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日                   |                                            | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 277            | 中心市街地整備推進機構の指定      | 中心市街地の活性化に関する法律                 | 第61条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                     | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 278            | 経営の安定に支障が生じていることの認定 | 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 | 第128条第1項第1号  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 2日                      |                                            | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 279            | 先端設備等導入計画の認定        | 中小企業等経営強化法                      | 第52条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                     |                                            | 経済部 商工振興企業立地課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.      | 処分の概要                | 法令名称                                 | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間  | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署          |
|----------|----------------------|--------------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------|---------------------|---------------|
| 280      | 先端設備等導入計画の変更の認定      | 中小企業等経営強化法                           | 第53条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 281      | 特定中小企業者の認定           | 中小企業信用保険法                            | 第2条第5項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 2日      |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 282      | 設立の認可                | 商店街振興組合法                             | 第36条       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 283      | 定款変更の認可              | 商店街振興組合法                             | 第62条第2項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 284      | 合併の認可                | 商店街振興組合法                             | 第73条第3項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 285      | 組織変更の認可              | 商店街振興組合法                             | 附則第3条第5項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 286      | 商店街整備計画の認定           | 中小小売商業振興法                            | 第4条第1項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 287      | 店舗集団化計画の認定           | 中小小売商業振興法                            | 第4条第2項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 288      | 共同店舗等整備計画の認定         | 中小小売商業振興法                            | 第4条第3項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 289      | 商店街整備等支援計画の認定        | 中小小売商業振興法                            | 第4条第6項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| 290      | 計画変更の認定              | 中小小売商業振興法施行令                         | 第9条第1項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 商工振興企業立地課 |
| ◎経済部 農政課 |                      |                                      |            |            |                                                               |                  |                   |         |                     |               |
| 291      | 行政財産の使用許可            | 地方自治法                                | 第238条の4第7項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日   |                     | 経済部 農政課       |
| 292      | 農業経営の改善及び安定のための計画の認定 | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 | 第5条        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 28日     |                     | 経済部 農政課       |
| 293      | 農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定 | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 | 第7条        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 28日     |                     | 経済部 農政課       |
| 294      | 市民農園の開設の認定           | 市民農園整備促進法                            | 第7条第1項     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日～60日 |                     | 経済部 農政課       |
| 295      | 市民農園整備運営計画の変更の認定     | 市民農園整備促進法                            | 第7条第5項     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日～60日 |                     | 経済部 農政課       |
| 296      | 農用地区域内における開発行為の許可    | 農業振興地域の整備に関する法律                      | 第15条の2第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日     |                     | 経済部 農政課       |
| 297      | 施設の配置に関する協定の認可       | 農業振興地域の整備に関する法律                      | 第18条の2第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日～60日 |                     | 経済部 農政課       |
| 298      | 施設の維持運営に関する協定の認定     | 農業振興地域の整備に関する法律                      | 第18条の12第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日～60日 |                     | 経済部 農政課       |
| 299      | 農用地の保全等に関する協定の認定     | 集落地域整備法                              | 第8条第1項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日～60日 |                     | 経済部 農政課       |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                       | 法令名称                                       | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署    |
|-----|-----------------------------|--------------------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|---------|
| 300 | 農業経営改善計画の認定                 | 農業経営基盤強化促進法                                | 第12条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 301 | 農業経営改善計画の変更の認定              | 農業経営基盤強化促進法                                | 第13条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 302 | 青年等就農計画の認定                  | 農業経営基盤強化促進法                                | 第14条の4第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 303 | 青年等就農計画の変更の認定               | 農業経営基盤強化促進法                                | 第14条の5第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 304 | 農用地利用規程の認定                  | 農業経営基盤強化促進法                                | 第23条第1項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 305 | 農用地利用規程の変更の認定               | 農業経営基盤強化促進法                                | 第24条第1項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 306 | 特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認        | 農業経営基盤強化促進法施行令                             | 第12条ただし書     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 28日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 307 | 事業計画の認定                     | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律                    | 第7条第5項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 308 | 事業計画の変更認定                   | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律                    | 第8条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 309 | 事業計画の認定                     | 都市農地の賃借の円滑化に関する法律                          | 第4条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 310 | 事業計画の変更の認定                  | 都市農地の賃借の円滑化に関する法律                          | 第6条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 311 | 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定締結の認可 | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 | 第31条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 312 | 協定の変更の認可                    | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 | 第34条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 313 | 協定の廃止の認可                    | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 | 第36条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 経済部 農政課 |
| 314 | 土地への立入等の許可                  | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律                  | 第25条第2項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 経済部 農政課 |
| 315 | 特用林の指定                      | 森林法                                        | 第10条の8第1項第7号 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 20日以内  |                                            | 経済部 農政課 |
| 316 | 自家用林の指定                     | 森林法                                        | 第10条の8第1項第8号 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 20日以内  |                                            | 経済部 農政課 |
| 317 | 施業実施協定の認可                   | 森林法                                        | 第10条の11第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日以内  |                                            | 経済部 農政課 |
| 318 | 施業実施協定の変更の認可                | 森林法                                        | 第10条の11の5第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日以内  |                                            | 経済部 農政課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.       | 処分の概要                                                   | 法令名称                                     | 根拠条項                           | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署     |
|-----------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|----------|
| 319       | 施業実施協定の廃止の認可                                            | 森林法                                      | 第10条の11の7第1項                   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日以内  |                     | 経済部 農政課  |
| 320       | 共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告                                | 森林法                                      | 第10条の12の3                      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 経済部 農政課  |
| 321       | 森林経営計画の認定                                               | 森林法                                      | 第11条第5項                        | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 20日    |                     | 経済部 農政課  |
| 322       | 森林施業計画、数人共同の森林施業計画、特定森林施業計画、数人共同の特定森林施業計画、一般森林施業計画の変更認定 | 森林法                                      | 第12条第2項                        | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 20日    |                     | 経済部 農政課  |
| 323       | 火入れの許可                                                  | 森林法                                      | 第21条第1項                        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 7日     |                     | 経済部 農政課  |
| 324       | 森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可                 | 森林法                                      | 第49条第1項                        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日以内  |                     | 経済部 農政課  |
| 325       | 森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可                            | 森林法                                      | 第49条第6項                        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 20日以内  |                     | 経済部 農政課  |
| 326       | 設備整備計画の認定                                               | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 | 第7条第3項                         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 経済部 農政課  |
| 327       | 設備整備計画の変更                                               | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 | 第8条第1項                         | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 経済部 農政課  |
| 328       | 飼養の登録                                                   | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第19条第1項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 経済部 農政課  |
| 329       | 登録票の交付                                                  | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第19条第3項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 経済部 農政課  |
| 330       | 登録票の有効期間の更新                                             | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第19条第5項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 経済部 農政課  |
| 331       | 登録票の再交付                                                 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第19条第6項(第21条第2項において準用する場合を含む。) | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                     | 経済部 農政課  |
| 332       | 販売の許可                                                   | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第24条第1項及び第2項                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20日    |                     | 経済部 農政課  |
| 333       | 販売許可証の交付(当該許可に係るものに限る。)                                 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第24条第5項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20日    |                     | 経済部 農政課  |
| 334       | 販売許可証の再交付                                               | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律                 | 第24条第6項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20日    |                     | 経済部 農政課  |
| ◎経済部 卸売市場 |                                                         |                                          |                                |            |                                                               |                  |                   |        |                     |          |
| 335       | 行政財産の使用許可                                               | 地方自治法                                    | 第238条の4第7項                     | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7～30日  |                     | 経済部 卸売市場 |
| ◎土木部 土木課  |                                                         |                                          |                                |            |                                                               |                  |                   |        |                     |          |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                  | 法令名称                     | 根拠条項                   | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                      | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署    |
|-----|------------------------|--------------------------|------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|---------|
| 336 | 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定   | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 | 第47条第1項                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定                         | ③その他                                       | 土木部 土木課 |
| 337 | 河川管理者以外の者の施行する工事等の承認   | 河川法                      | 第100条において準用する第20条      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 338 | 流水占用の許可                | 河川法                      | 第100条において準用する第23条      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 339 | 流水の占用の登録               | 河川法                      | 第100条において準用する第23条の2    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 340 | 土地占用の許可                | 河川法                      | 第100条において準用する第24条      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 341 | 土石等の採取の許可              | 河川法                      | 第100条において準用する第25条      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 342 | 工作物の新築等の許可             | 河川法                      | 第100条において準用する第26条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 343 | 土地の掘削等の許可              | 河川法                      | 第100条において準用する第27条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 344 | 竹木の流送の許可等              | 河川法                      | 第100条において準用する第28条      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 345 | 河川管理上支障のある行為の許可等       | 河川法                      | 第100条において準用する第29条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 346 | 河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川) | 河川法                      | 第100条において準用する第29条第2項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 347 | 許可工作物の完成検査             | 河川法                      | 第100条において準用する第30条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 348 | 許可工作物の完成前の使用の承認        | 河川法                      | 第100条において準用する第30条第2項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 349 | 権利譲渡の承認                | 河川法                      | 第100条において準用する第34条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                         | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 土木課 |
| 350 | ダム操作規程の承認              | 河川法                      | 第100条において準用する第47条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                         | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 土木課 |
| 351 | 渇水時における水利使用の特例の承認      | 河川法                      | 第100条において準用する第53条の2第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による) |                                            | 土木部 土木課 |
| 352 | 河川保全区域内の行為の許可          | 河川法                      | 第100条において準用する第55条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 353 | 河川予定地内の行為の許可           | 河川法                      | 第100条において準用する第57条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 354 | 河川保全立体区域における行為の許可      | 河川法                      | 第100条において準用する第58条の4第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 355 | 河川予定立体区域における行為の許可      | 河川法                      | 第100条において準用する第58条の6第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日                         |                                            | 土木部 土木課 |
| 356 | 河川協力団体の指定              | 河川法                      | 第100条において準用する第58条の8第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                         |                                            | 土木部 土木課 |

◎土木部 道路管理課

【(法適用)申請に対する処分】

| No.        | 処分の概要                                   | 法令名称  | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|------------|-----------------------------------------|-------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-----------|
| 357        | 指定納付受託者の指定                              | 地方自治法 | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 358        | 行政財産の使用許可                               | 地方自治法 | 第238条の4第7項   | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日  |                     | 土木部 道路管理課 |
| 359        | 道路管理者以外の者が行う工事の承認                       | 道路法   | 第24条         | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 360        | 道路の占用の許可                                | 道路法   | 第32条第1項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 361        | 道路の占有の変更の許可                             | 道路法   | 第32条第3項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 362        | 入札占用計画の認定                               | 道路法   | 第39条の5第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ③その他                | 土木部 道路管理課 |
| 363        | 入札占用計画の変更の認定                            | 道路法   | 第39条の6第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ③その他                | 土木部 道路管理課 |
| 364        | 占用入札を行った場合における道路の占有の許可                  | 道路法   | 第39条の7第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ③その他                | 土木部 道路管理課 |
| 365        | 限度超過車両の通行許可                             | 道路法   | 第47条の2第1項    | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 366        | 歩行者利便増進計画の認定                            | 道路法   | 第48条の26第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 367        | 歩行者利便増進計画の変更の認定                         | 道路法   | 第48条の27第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 15日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 368        | 公募を行った場合における道路の占有の許可                    | 道路法   | 第48条の28第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 369        | 地位の承継の承認                                | 道路法   | 第48条の29      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 370        | 車両の停留の許可                                | 道路法   | 第48条の32第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 371        | 車両の停留の変更の許可                             | 道路法   | 第48条の32第3項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 372        | 自動車専用道路との連結の許可推薦                        | 道路法   | 第48条の5第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ③その他                | 土木部 道路管理課 |
| 373        | 自動車専用道路との連結の変更許可                        | 道路法   | 第48条の5第3項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ③その他                | 土木部 道路管理課 |
| 374        | 道路協力団体の指定                               | 道路法   | 第48条の60第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 375        | 区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可                    | 道路法   | 第91条第1項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 376        | 道路予定区域における占用許可、占有の変更許可（第32条第1項及び第3項の準用） | 道路法   | 第91条第2項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| 377        | 特殊車両の通行認定                               | 車両制限令 | 第12条         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 10日    |                     | 土木部 道路管理課 |
| ◎土木部 建築住宅課 |                                         |       |              |            |                                                               |                  |                   |        |                     |           |
| 378        | 指定納付受託者の指定                              | 地方自治法 | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 379        | 行政財産の使用許可                               | 地方自治法 | 第238条の4第7項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 7～30日  |                     | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                  | 法令名称              | 根拠条項        | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしている場合の理由 | 標準処理期間                                         | 標準処理期間を設定していない場合の理由               | 担当部署      |
|-----|----------------------------------------|-------------------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 380 | 低炭素建築物新築等計画の認定                         | 都市の低炭素化の促進に関する法律  | 第54条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 未設定                                            | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 381 | 低炭素建築物新築等計画の変更の認定                      | 都市の低炭素化の促進に関する法律  | 第55条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 未設定                                            | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 382 | 空家等管理活用支援法人の指定                         | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 第23条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  |                                                |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 383 | 保存建築物の指定                               | 建築基準法             | 第3条第1項第3号   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                  | 30日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 384 | 国宝等に指定された建築物の再現に際しての適用除外の認定            | 建築基準法             | 第3条第1項第4号   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                  | 30日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 385 | 建築確認                                   | 建築基準法             | 第6条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 7日(第6条第1項第4号の建築物)(法第6条第4項根拠)<br>35日(同4号以外の建築物) |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 386 | 完了検査                                   | 建築基準法             | 第7条第1項      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 受理した日から7日以内(第7条第4項)                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 387 | 中間検査                                   | 建築基準法             | 第7条の3第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 受理した日から4日以内(第7の3第4項)                           |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 388 | 仮使用の認定                                 | 建築基準法             | 第7条の6第1項第1号 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 21日<br>7日(法7条の規定による申請が受理された以降に申請された場合)         |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 389 | 仮使用の認定                                 | 建築基準法             | 第7条の6第1項第2号 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 21日<br>7日(法7条の規定による申請が受理された以降に申請された場合)         |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 390 | 事業執行予定道路の指定                            | 建築基準法             | 第42条第1項第4号  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                  | 60日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 391 | 道の位置の指定                                | 建築基準法             | 第42条第1項第5号  | ①有         |                                                               | ①有               |                  | 30日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 392 | 建築物の敷地と道路との関係の特例認定                     | 建築基準法             | 第43条第2項第1号  | ①有         |                                                               | ①有               |                  | 30日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 393 | 建築物の敷地と道路との関係の建築許可(その敷地の周囲に広い空地を有する建築) | 建築基準法             | 第43条第2項第2号  | ①有         |                                                               | ①有               |                  | 60日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 394 | 公衆便所等の道路内における建築許可                      | 建築基準法             | 第44条第1項第2号  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                  | 60日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 395 | 道路内における建築認定                            | 建築基準法             | 第44条第1項第3号  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 30日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 396 | 公共用歩廊等の道路内における建築許可                     | 建築基準法             | 第44条第1項第4号  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                  | 90日                                            |                                   | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                  | 法令名称  | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|----------------------------------------|-------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-----------|
| 397 | 壁面線の指定                                 | 建築基準法 | 第46条         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 398 | 壁面線を超える歩廊の柱等の建築の許可                     | 建築基準法 | 第47条         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 399 | 用途地域の特例許可                              | 建築基準法 | 第48条         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 90日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 400 | 特殊建築物の位置の許可                            | 建築基準法 | 第51条         | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 70日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 401 | 建築物の容積率の算定に係る床面積の算入除外認定                | 建築基準法 | 第52条第6項第3号   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   |        |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 402 | 計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可                | 建築基準法 | 第52条第10項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 403 | 壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可              | 建築基準法 | 第52条第11項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 404 | 機械室等に関する容積率の例外許可                       | 建築基準法 | 第52条第14項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 405 | 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可    | 建築基準法 | 第53条第4項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 406 | 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の例外許可 | 建築基準法 | 第53条第5項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 407 | 建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可         | 建築基準法 | 第53条第6項第3号   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 408 | 建築物の敷地面積の最低限度の例外許可                     | 建築基準法 | 第53条の2第1項第3号 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 409 | 建築物の敷地面積の最低限度の例外許可                     | 建築基準法 | 第53条の2第1項第4号 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 410 | 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外認定         | 建築基準法 | 第55条第2項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 411 | 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可         | 建築基準法 | 第55条第3項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 412 | 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可         | 建築基準法 | 第55条第4項第1号   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 413 | 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の例外許可         | 建築基準法 | 第55条第4項第2号   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 414 | 日影規制の例外許可                              | 建築基準法 | 第56条の2第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 415 | 高架の工作物内のある建築物の高さ制限の例外認定                | 建築基準法 | 第57条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 416 | 特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定          | 建築基準法 | 第57条の2第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 417 | 特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消申請     | 建築基準法 | 第57条の3第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 418 | 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の例外許可           | 建築基準法 | 第57条の4第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 419 | 高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第3号の準用) | 建築基準法 | 第57条の5第3項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 420 | 高層住居誘導地区内の敷地規模規制の例外許可(第53条の2第1項第4号の準用) | 建築基準法 | 第57条の5第3項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                              | 法令名称  | 根拠条項            | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                     | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|----------------------------------------------------|-------|-----------------|------------|---------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-----------|
| 421 | 高度地区内における建築物の高さ制限の例外許可                             | 建築基準法 | 第58条第2項         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合   |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 422 | 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可                 | 建築基準法 | 第59条第1項第3号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 423 | 高度利用地区内における壁面位置の制限の例外許可                            | 建築基準法 | 第59条第2項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 424 | 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可                            | 建築基準法 | 第59条第4項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 425 | 敷地内に広い空地を有する建築物の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの許可              | 建築基準法 | 第59条の2第1項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 426 | 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、面積及び高さについて都市計画内容との適合の例外許可  | 建築基準法 | 第60条の2第1項第3号    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 427 | 都市再生特別地区における計画道路がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第10項の準用)   | 建築基準法 | 第60条の2第4項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 428 | 都市再生特別地区における壁面線の指定がある場合の建築物の延べ面積の例外許可(第52条第11項の準用) | 建築基準法 | 第60条の2第4項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 429 | 都市再生特別地区における機械室等に関する建築物の延べ面積の例外許可(第52条第14項の準用)     | 建築基準法 | 第60条の2第4項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 430 | 都市再生特別地区における日影規制の例外許可(第56条の2の準用)                   | 建築基準法 | 第60条の2第6項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 431 | 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の制限の例外許可                   | 建築基準法 | 第60条の2の2第1項第2号  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 432 | 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可                     | 建築基準法 | 第60条の2の2第3項ただし書 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 433 | 特定用途誘導地区内における建築物の容積率等の制限の例外許可                      | 建築基準法 | 第60条の3第1項第3号    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 434 | 特定用途誘導地区内における建築物の高さ制限の例外許可                         | 建築基準法 | 第60条の3第2項ただし書   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 435 | 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度の例外許可                   | 建築基準法 | 第67条第3項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 436 | 特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可                     | 建築基準法 | 第67条第5項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 437 | 特定防災街区整備地区における防災都市計画施設に接する建築物の間口率及び高さの最低限度の例外許可    | 建築基準法 | 第67条第9項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 438 | 景観地区における建築物の高さ制限の例外許可                              | 建築基準法 | 第68条第1項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 439 | 景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可                           | 建築基準法 | 第68条第2項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 440 | 景観地区における建築物の敷地面積の例外許可                              | 建築基準法 | 第68条第3項第2号      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 441 | 景観地区における建築物の斜線制限の例外認定                              | 建築基準法 | 第68条第5項         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 442 | 再開発等促進区等区域内の容積率の例外認定                               | 建築基準法 | 第68条の3第1項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 443 | 再開発等促進区等区域内の建蔽率の例外認定                               | 建築基準法 | 第68条の3第2項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 444 | 再開発等促進区等区域内の高さ制限の例外認定                              | 建築基準法 | 第68条の3第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                       | 法令名称  | 根拠条項        | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|-------------------------------------------------------------|-------|-------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|-----------|
| 445 | 再開発等促進区等区域内の斜線制限の例外認定                                       | 建築基準法 | 第68条の3第4項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 446 | 再開発等促進区等区域内の建築制限の例外認定                                       | 建築基準法 | 第68条の3第7項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 447 | 再開発整備促進区内の用途制限の例外認定                                         | 建築基準法 | 第68条の3第7項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 448 | 地区計画等の区域内における建築物の容積率の例外認定                                   | 建築基準法 | 第68条の4      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 449 | 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の特例認定           | 建築基準法 | 第68条の5の2    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 450 | 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率の例外認定                                   | 建築基準法 | 第68条の5の6    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 451 | 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の例外許可                        | 建築基準法 | 第68条の5の3第2項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 452 | 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定  | 建築基準法 | 第68条の5の5第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 453 | 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の斜線制限の特例認定 | 建築基準法 | 第68条の5の5第2項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 454 | 予定道路に係る公衆便所等の道路内における建築許可(第44条第1項第2号の準用)                     | 建築基準法 | 第68条の7第4項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 455 | 予定道路に係る道路内における建築認定(第44条第1項第3号の準用)                           | 建築基準法 | 第68条の7第4項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 456 | 予定道路に係る公共用歩廊等の道路内における建築許可(第44条第1項第4号の準用)                    | 建築基準法 | 第68条の7第4項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 90日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 457 | 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可                                        | 建築基準法 | 第68条の7第5項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 458 | 建築協定の認可                                                     | 建築基準法 | 第70条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 120日   |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 459 | 建築協定の変更の認可                                                  | 建築基準法 | 第74条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 120日   |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 460 | 建築協定の廃止の認可                                                  | 建築基準法 | 第76条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 461 | 一人で定める建築協定の認可                                               | 建築基準法 | 第76条の3第2項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 120日   |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 462 | 一人で定める建築協定の変更の認可(第74条第1項の準用)                                | 建築基準法 | 第76条の3第6項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 120日   |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 463 | 一人で定める建築協定の廃止の認可(第76条第1項の準用)                                | 建築基準法 | 第76条の3第6項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 464 | 応急仮設建築物の存続の許可                                               | 建築基準法 | 第85条第4項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                     | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                         | 法令名称  | 根拠条項      | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|---------------------------------------------------------------|-------|-----------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-----------|
| 465 | 応急仮設建築物の存続の延長許可                                               | 建築基準法 | 第85条第5項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 466 | 仮設建築物の建築許可                                                    | 建築基準法 | 第85条第6項   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 21日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 467 | 仮設興行場等の建築の許可                                                  | 建築基準法 | 第85条第7項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 468 | 総合的設計による一団地の建築物の特例認定                                          | 建築基準法 | 第86条第1項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 469 | 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定                                   | 建築基準法 | 第86条第2項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 470 | 敷地又は敷地以外の土地で二以上のものの一団地の建築物の特例許可                               | 建築基準法 | 第86条第3項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 471 | 一定の規模以上の一団の土地の建築物の特例許可                                        | 建築基準法 | 第86条第4項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 472 | 公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定                                    | 建築基準法 | 第86条の2第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 473 | 公告認定対象区域内における一定規模の建築物の建築等の許可                                  | 建築基準法 | 第86条の2第2項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 474 | 公告許可対象区域内の建築物の建築等の許可                                          | 建築基準法 | 第86条の2第3項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 475 | 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの承認                                     | 建築基準法 | 第86条の5第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 476 | 総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の適用除外の認定                               | 建築基準法 | 第86条の6第2項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 477 | 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定                   | 建築基準法 | 第86条の8第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 478 | 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更認定                 | 建築基準法 | 第86条の8第3項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 479 | 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定                 | 建築基準法 | 第87条の2第1項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 480 | 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更認定(第86条の8第3項の準用) | 建築基準法 | 第87条の2第2項 | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 481 | 建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての継続使用許可                                | 建築基準法 | 第87条の3第3項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 482 | 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可                       | 建築基準法 | 第87条の3第6項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 483 | 建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可                     | 建築基準法 | 第87条の3第7項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 484 | 用途変更における用途規制の例外許可(第48条の準用)                                    | 建築基準法 | 第87条第2項   | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 90日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 485 | 既存不適格建築物に係る用途変更における用途規制の例外許可                                  | 建築基準法 | 第87条第3項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 486 | 建築設備の確認(第6条第1項の準用)                                            | 建築基準法 | 第87条の4    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                            | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                               | 法令名称              | 根拠条項          | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                                 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署      |
|-----|-------------------------------------|-------------------|---------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|----------------------------------------|---------------------|-----------|
| 487 | 建築設備の完了検査(第7条第1項の準用)                | 建築基準法             | 第87条の4        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日                                     |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 488 | 建築設備の中間検査(第7条の3第1項の準用)              | 建築基準法             | 第87条の4        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 4日                                     |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 489 | 建築設備の仮使用の認定(第7条の6第1項第1号の準用)         | 建築基準法             | 第87条の4        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 21日<br>7日(法7条の規定による申請が受理された以降に申請された場合) |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 490 | 工作物の確認(第6条の準用)                      | 建築基準法             | 第88条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 受理した日から7日以内(第7条第4項読み替え規定)              |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 491 | 工作物の完了検査(第7条第1項の準用)                 | 建築基準法             | 第88条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 受理した日から7日以内(法7条第4項)                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 492 | 工作物の中間検査(第7条の3第2項の準用)               | 建築基準法             | 第88条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 受理した日から4日以内(法第7条の3第4項)                 |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 493 | 昇降機等の仮使用の認定(第7条の6第1項第1号の準用)         | 建築基準法             | 第88条第1項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日                                     |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 494 | 用途変更の特殊建築物の位置の許可(第51条の準用)           | 建築基準法             | 第87条第2項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 70日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 495 | 防火壁の設置を要しない建築物の認定                   | 建築基準法施行令          | 第115条の2第1項第4号 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 496 | 計画道路又は予定道路の前面道路認定                   | 建築基準法施行令          | 第131条の2第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 497 | 壁面の位置の制限がある場合の前面道路境界線等の認定           | 建築基準法施行令          | 第131条の2第3項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 498 | 既存不適格建築物の大規模の修繕を行う場合の敷地と道路との関係の特例認定 | 建築基準法施行令          | 第137条の12第6項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |                                        |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 499 | 既存不適格建築物の大規模の修繕を行う場合の道路内における建築認定    | 建築基準法施行令          | 第137条の12第7項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |                                        |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 500 | 移転の例外認定                             | 建築基準法施行令          | 第137条の16第2号   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 501 | 建築物の耐震改修の計画の認定                      | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第17条第3項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |
| 502 | 認定を受けた計画の変更の認定                      | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 | 第18条          | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日                                    |                     | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                               | 法令名称                     | 根拠条項     | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|-------------------------------------|--------------------------|----------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-----------|
| 503 | 建築物の地震に対する安全性に係る認定                  | 建築物の耐震改修の促進に関する法律        | 第22条第2項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合          | 土木部 建築住宅課 |
| 504 | 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定               | 建築物の耐震改修の促進に関する法律        | 第25条第2項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合          | 土木部 建築住宅課 |
| 505 | 特定入居者の賃貸の承認                         | 建築物の耐震改修の促進に関する法律        | 第28条第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 506 | 供給計画の認定                             | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律     | 第2条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 507 | 供給計画の変更の認定                          | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律     | 第5条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 508 | 特定優良賃貸住宅に係る地位の承継の承認                 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律     | 第9条      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 509 | 住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可 | 住宅地区改良法                  | 第9条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 510 | 管理計画の認定                             | マンションの管理の適正化の推進に関する法律    | 第5条の3第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 511 | 管理計画の認定の更新                          | マンションの管理の適正化の推進に関する法律    | 第5条の6第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 512 | 管理計画の変更の認定                          | マンションの管理の適正化の推進に関する法律    | 第5条の7第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 513 | 指定認定事務支援法人の指定                       | マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令 | 第1条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 514 | 組合設立の認可                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第9条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 515 | 定款又は事業計画の変更認可                       | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第34条第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 516 | 組合解散の認可                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第38条第4項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 517 | 決算報告の承認                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第42条     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 518 | マンション建替事業施行の認可                      | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第45条第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 519 | 規準又は規約及び事業計画の変更認可                   | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第50条第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 520 | 施行者の変動による規約の認可                      | マンションの建替え等の円滑化に関する法律     | 第51条第3項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                               | 法令名称                                | 根拠条項                          | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|-----------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-----------|
| 521 | マンション建替事業の廃止及び終了の認可                                 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第54条第1項                       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 522 | 権利変換計画の認可及び変更認可                                     | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第57条第1項(第66条において準用する場合を含む。)   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 523 | 施行者による管理規約の設定の認可                                    | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第94条第1項及び第3項                  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 524 | 除却の必要性に係る認定                                         | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第102条第2項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 525 | 容積率の特例の許可                                           | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第105条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 526 | 買受計画の認定                                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第109条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 527 | 買受計画の変更認定                                           | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第111条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 528 | 組合設立の認可                                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第120条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 529 | 定款又は資金計画の変更認可                                       | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第134条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 530 | 組合解散の認可                                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第137条第4項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 531 | 分配金取得計画の認可及び変更認可                                    | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第141条第1項(第145条において準用する場合を含む。) | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日    |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 532 | 組合設立の認可                                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第168条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 533 | 定款又は事業計画の変更認可                                       | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第183条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 534 | 組合解散の認可                                             | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第186条第4項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 535 | 敷地権利変換計画の認可及び変更認可                                   | マンションの建替え等の円滑化に関する法律                | 第190条第1項(第197条において準用する場合を含む。) | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   |        |                                            | 土木部 建築住宅課 |
| 536 | 特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例承認                                 | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 第13条第1項                       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 537 | 長期優良住宅建築等計画等の認定                                     | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律                  | 第6条第1項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合          | 土木部 建築住宅課 |
| 538 | 認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定                            | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律                  | 第8条第1項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合          | 土木部 建築住宅課 |
| 539 | 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律                  | 第9条第1項及び第3項                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                            | 土木部 建築住宅課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.       | 処分の概要                            | 法令名称                      | 根拠条項                                                   | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由               | 担当部署      |
|-----------|----------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------------------------------|-----------|
| 540       | 地位の承継の承認                         | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律        | 第10条                                                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 541       | 容積率の特例許可                         | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律        | 第18条                                                   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 542       | 容積率の特例許可                         | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律        | 第18条第1項                                                | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   |        |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 543       | 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定           | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律   | 第12条第1項                                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 544       | 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の適合性判定        | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律   | 第12条第2項                                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 14日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 545       | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定              | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律   | 第34条                                                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 546       | 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定            | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律   | 第36条                                                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 547       | 建築物のエネルギー消費性能に係る認定               | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律   | 第41条                                                   | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 未設定    | ②事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である場合 | 土木部 建築住宅課 |
| 548       | 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定            | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第17条第1項                                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 549       | 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定          | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第18条第1項                                                | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 550       | 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定            | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第22条の2第1項                                              | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 551       | 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定(第18条の準用) | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 第22条の2第5項                                              | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| 552       | 優良住宅の認定                          | 租税特別措置法                   | 第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 15日    |                                   | 土木部 建築住宅課 |
| ◎土木部 下水道課 |                                  |                           |                                                        |            |                                                               |                  |                   |        |                                   |           |
| 553       | 行政財産の使用許可                        | 地方自治法                     | 第238条の4第7項                                             | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 1～30日  |                                   | 土木部 下水道課  |
| 554       | 公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可      | 都市の低炭素化の促進に関する法律          | 第47条第1項及び第3項                                           | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日     |                                   | 土木部 下水道課  |
| 555       | 排水設備設置義務の免除に係る許可                 | 下水道法                      | 第10条第1項ただし書                                            | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 15日    |                                   | 土木部 下水道課  |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.        | 処分の概要                                                                                                                                                            | 法令名称                                | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                             | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 556        | 公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認                                                                                                                                            | 下水道法                                | 第16条         | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日                                 |                                            | 土木部 下水道課  |
| 557        | 公共下水道の排水施設への物件設置の許可                                                                                                                                              | 下水道法                                | 第24条第1項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 7日                                 |                                            | 土木部 下水道課  |
| 558        | 雨水貯留浸透施設整備計画の認定                                                                                                                                                  | 下水道法                                | 第25条の10第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日                                |                                            | 土木部 下水道課  |
| 559        | 雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定                                                                                                                                               | 下水道法                                | 第25条の13第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日                                |                                            | 土木部 下水道課  |
| 560        | 地位の承継の承認                                                                                                                                                         | 下水道法                                | 第25条の19      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日                                |                                            | 土木部 下水道課  |
| ◎都市部 都市計画課 |                                                                                                                                                                  |                                     |              |            |                                                               |                  |                   |                                    |                                            |           |
| 561        | 指定納付受託者の指定                                                                                                                                                       | 地方自治法                               | 第231条の2の3第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                                |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 562        | 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可                                                                                                                                                | 都市計画法                               | 第26条第1項及び第3項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 563        | 建築物等の建築等の許可                                                                                                                                                      | 都市計画法                               | 第43条第1項      | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 法第34条第14号の開発審査案件 60日<br>その他の案件 30日 |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 564        | 田園住居地域内の農地の区域内の土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行う許可                                                                                                  | 都市計画法                               | 第52条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 565        | 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可                                                                                                    | 都市計画法                               | 第52条の2第1項    | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 566        | 都市計画施設等の区域内における建築の許可                                                                                                                                             | 都市計画法                               | 第53条第1項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 15日                                |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 567        | 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設の許可(第52条の2第1項の準用)                                                                                           | 都市計画法                               | 第57条の3第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 568        | 都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可                                                                                                                                | 都市計画法                               | 第65条第1項      | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 569        | 都市計画協力団体の指定                                                                                                                                                      | 都市計画法                               | 第75条の5第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 570        | 風致地区内における行為の許可                                                                                                                                                   | 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 | 第3条第1項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 571        | 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可                                                                                                                                           | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律           | 第197条第1項     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 572        | 都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。) | 都市再生特別措置法                           | 第45条の2第4項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                                | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                                                                                                                                    | 法令名称      | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                     | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                    | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|------------|---------------------------------------|------------------|-------------------|---------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 573 | 都市再生歩行者経路協定の変更認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)       | 都市再生特別措置法 | 第45条の5第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 574 | 都市再生歩行者経路協定の廃止の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。)      | 都市再生特別措置法 | 第45条の9第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 575 | 一の所有者による都市再生歩行者経路協定の認可(法第45条の13第3項において準用する退避経路協定、第45条の14第3項において準用する退避施設協定、第45条の21第3項において準用する非常用電気等供給施設協定、第73条第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定及び第109条の4第3項において準用する立地誘導促進施設協定を含む。) | 都市再生特別措置法 | 第45条の11第1項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 576 | 都市利便増進協定の認定                                                                                                                                                              | 都市再生特別措置法 | 第74条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 577 | 都市利便増進協定の変更認定                                                                                                                                                            | 都市再生特別措置法 | 第76条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 578 | 低未利用土地利用促進協定の認可                                                                                                                                                          | 都市再生特別措置法 | 第80条の3第4項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 579 | 低未利用土地利用促進協定の変更認可                                                                                                                                                        | 都市再生特別措置法 | 第80条の5     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                       | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 580 | 宅地造成等工事規制区域の指定等に係る基礎調査のための土地の試掘等の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の適用)                                                                                | 都市再生特別措置法 | 第87条の2第1項  | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合   |                  |                   | 30日                       |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 581 | 宅地造成等に関する工事の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の適用)                                                                                                    | 都市再生特別措置法 | 第87条の2第1項  | ①有         |                                       | ①有               |                   | 1.0ha以上 60日<br>その他の案件 30日 |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 582 | 工事計画の変更の許可(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の適用)                                                                                                        | 都市再生特別措置法 | 第87条の2第1項  | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日                       |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 583 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査及び検査済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第1項の適用)                                                                                   | 都市再生特別措置法 | 第87条の2第1項  | ①有         |                                       | ①有               |                   | 15日                       |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 584 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の確認及び確認済証の交付(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第4項の適用)                                                                                   | 都市再生特別措置法 | 第87条の2第1項  | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日                       |                                            | 都市部 都市計画課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                                             | 法令名称                        | 根拠条項                          | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                     | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|------------|---------------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------------------|-----------|
| 585 | 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第18条の適用)        | 都市再生特別措置法                   | 第87条の2第1項                     | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 586 | 開発行為の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第29条第1項の適用)                               | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 587 | 開発行為の変更許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第35条の2第1項の適用)                           | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 588 | 工事完了の検査(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第36条第2項の適用)                               | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 589 | 開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用) | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 590 | 建築物の建蔽率等の指定の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第41条第2項ただし書の適用)                  | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 591 | 開発許可を受けた土地における建築等の特例許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第42条第1項ただし書の適用)            | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 592 | 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第43条第1項の適用)             | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 593 | 開発許可に基づく地位の承継の承認(第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第45条の適用)                         | 都市再生特別措置法                   | 第93条第1項                       | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日    |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 594 | 跡地等管理等協定の締結の認可及び変更認可                                                              | 都市再生特別措置法                   | 第111条第4項(第113条において準用する場合を含む。) | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 595 | 都市再生推進法人の指定                                                                       | 都市再生特別措置法                   | 第118条第1項                      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 596 | 造成工場敷地の譲受人の選考の決定                                                                  | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 | 第23条                          | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 597 | 製造工場等の工事概要等に関する計画の承認                                                              | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 | 第24条第1項                       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 598 | 造成工場敷地に係る権利の設定・移転の承認                                                              | 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 | 第25条第1項                       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 599 | 流通業務地区内の規制施設の建設等の許可                                                               | 流通業務市街地の整備に関する法律            | 第5条第1項ただし書                    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 600 | 中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定                                                               | 中心市街地の活性化に関する法律             | 第22条第1項                       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                             | 法令名称                            | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                     | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                                   | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------|------------------|-------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|
| 601 | 認定計画の変更認定                         | 中心市街地の活性化に関する法律                 | 第25条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 602 | 地位の承継の承認                          | 中心市街地の活性化に関する法律                 | 第27条         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 603 | 沿道整備推進機構の指定                       | 幹線道路の沿道の整備に関する法律                | 第13条の2第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 604 | 集約都市開発事業計画の認定                     | 都市の低炭素化の促進に関する法律                | 第9条第1項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 605 | 集約都市開発事業計画の変更の認定                  | 都市の低炭素化の促進に関する法律                | 第11条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 606 | 地位の承継の承認                          | 都市の低炭素化の促進に関する法律                | 第13条         | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 607 | 被災市街地復興推進地域内の土地の形質の変更又は建築物の新築等の許可 | 被災市街地復興特別措置法                    | 第7条第1項       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 608 | 基礎調査のための障害物の伐除の許可                 | 宅地造成及び特定盛土等規制法                  | 第6条第1項       | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合   |                  |                   | 30日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 609 | 測量標識移転の承諾                         | 新住宅市街地開発法                       | 第34条の2第2項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 610 | 現施行中事業地内での事業実施の同意                 | 新住宅市街地開発法                       | 第36条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 611 | 住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可           | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 第26条第1項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 612 | 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可                 | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 第64条第1項及び第3項 | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 613 | 農地利用規約の認定                         | 農住組合法                           | 第13条第3項      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合 |                  |                   | 未設定                                      | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 都市計画課 |
| 614 | 開発行為の許可                           | 都市計画法                           | 第29条第1項及び第2項 | ①有         |                                       | ①有               |                   | 法第34条第14号の開発審査会案件又は1.0ha以上、60日その他の案件 30日 |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 615 | 開発行為の変更の許可                        | 都市計画法                           | 第35条の2第1項    | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 616 | 工事の検査及び検査済証の交付                    | 都市計画法                           | 第36条第2項      | ①有         |                                       | ①有               |                   | 15日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 617 | 建築制限等の解除の承認                       | 都市計画法                           | 第37条第1号      | ①有         |                                       | ①有               |                   | 15日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 618 | 建築物の建築の許可                         | 都市計画法                           | 第41条第2項ただし書  | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 619 | 建築物等の建築等の許可                       | 都市計画法                           | 第42条第1項ただし書  | ①有         |                                       | ①有               |                   | 30日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 620 | 地位の承継の承認                          | 都市計画法                           | 第45条         | ①有         |                                       | ①有               |                   | 20日                                      |                                            | 都市部 都市計画課 |
| 621 | 開発登録簿の写しの交付                       | 都市計画法                           | 第47条第5項      | ①有         |                                       | ①有               |                   | 1日                                       |                                            | 都市部 都市計画課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.         | 処分の概要                                                                                                                                                            | 法令名称         | 根拠条項                                                     | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                    | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署       |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------------------------|---------------------|------------|
| 622         | 証明書等の交付(第29条第1項及び第2項の規定による開発の許可、第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可、第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による建築物の建築の許可並びに第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による建築物等の建築等の許可に係るものに限る。) | 都市計画法施行規則    | 第60条                                                     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 15日                       |                     | 都市部 都市計画課  |
| 623         | 工事の許可                                                                                                                                                            | 宅地造成等規制法(旧法) | 第8条第1項                                                   | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 1.0ha以上 60日<br>その他の案件 30日 |                     | 都市部 都市計画課  |
| 624         | 工事の計画の変更の許可                                                                                                                                                      | 宅地造成等規制法(旧法) | 第12条第1項                                                  | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日                       |                     | 都市部 都市計画課  |
| 625         | 工事完了の検査及び検査済証の交付                                                                                                                                                 | 宅地造成等規制法(旧法) | 第13条第1項及び第2項                                             | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 15日                       |                     | 都市部 都市計画課  |
| 626         | 書面の交付                                                                                                                                                            | 宅地造成等規制法施行規則 | 第30条                                                     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日                       |                     | 都市部 都市計画課  |
| 627         | 優良宅地の認定                                                                                                                                                          | 租税特別措置法      | 第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イ | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                   | 30日                       |                     | 都市部 都市計画課  |
| ◎都市部 市街地整備課 |                                                                                                                                                                  |              |                                                          |            |                                                               |                  |                   |                           |                     |            |
| 628         | 指定納付受託者の指定                                                                                                                                                       | 地方自治法        | 第231条の2の3第1項                                             | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 629         | 行政財産の使用許可                                                                                                                                                        | 地方自治法        | 第238条の4第7項                                               | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 1～30日                     |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 630         | 市街地再開発促進区域内における建築の許可                                                                                                                                             | 都市再開発法       | 第7条の4第1項                                                 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 631         | 測量及び調査のための土地の立入りの許可                                                                                                                                              | 都市再開発法       | 第60条第1項ただし書                                              | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 632         | 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可                                                                                                                                                | 都市再開発法       | 第61条第1項及び第3項                                             | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 50日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 633         | 建築行為等の許可                                                                                                                                                         | 都市再開発法       | 第66条第1項                                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 634         | 土地の形質の変更等の承認                                                                                                                                                     | 都市再開発法       | 第66条第7項                                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 50日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 635         | 施行地区内の権利の処分の承認                                                                                                                                                   | 都市再開発法       | 第70条第2項                                                  | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 20日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 636         | 建築計画変更の承認                                                                                                                                                        | 都市再開発法       | 第99条の7                                                   | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 30日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 637         | 債務の弁済に関する計画の承認                                                                                                                                                   | 都市再開発法       | 第117条第3項                                                 | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 20日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 638         | 施行地区内の土地等の処分の承認                                                                                                                                                  | 都市再開発法       | 第118条の3第1項                                               | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 15日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 639         | 譲受け希望の申出等の撤回の同意                                                                                                                                                  | 都市再開発法       | 第118条の5第1項                                               | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 20日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 640         | 宅地の所有者及び借地権者の同意申請                                                                                                                                                | 土地区画整理法      | 第19条第1項                                                  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 33日                       |                     | 都市部 市街地整備課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                    | 法令名称                             | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由                       | 担当部署       |
|-----|------------------------------------------|----------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|-------------------------------------------|------------|
| 641 | 宅地の所有者及び借地権者の同意申請                        | 土地区画整理法                          | 第51条の7第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 33日    |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 642 | 測量又は調査のための土地の立入り等の認可                     | 土地区画整理法                          | 第72条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 643 | 障害物の伐除の認可                                | 土地区画整理法                          | 第72条第6項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 6日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 644 | 公告後における建築行為等の許可                          | 土地区画整理法                          | 第76条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 645 | 建築物等の移転又は除去の認可                           | 土地区画整理法                          | 第77条第7項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 646 | 移転、除去の際の建築物等の使用許可                        | 土地区画整理法                          | 第77条第8項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 647 | 換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等                | 土地区画整理法                          | 第85条の2第5項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 遅滞なく   |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 648 | 換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等              | 土地区画整理法                          | 第85条の3第4項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 遅滞なく   |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 649 | 換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等    | 土地区画整理法                          | 第85条の4第5項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 遅滞なく   |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 650 | 防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可                   | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律        | 第197条第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定    | ①処分の先例がない、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 市街地整備課 |
| 651 | 拠点整備促進区域内における建築行為等の許可                    | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 | 第21条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 652 | 土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可                  | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法  | 第7条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日     |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 653 | 公告前の施行地区内における建築行為等の許可                    | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法  | 第67条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日    |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 654 | 再開発事業計画の認定(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)      | 都市再開発法                           | 第129条の2第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                                           | 都市部 市街地整備課 |
| 655 | 認定再開発事業計画の変更の認定(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。) | 都市再開発法                           | 第129条の5第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                                           | 都市部 市街地整備課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                                                                                                | 法令名称    | 根拠条項    | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|------------|
| 656 | 地位の承継の承認(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)                                                                                                    | 都市再開発法  | 第129条の7 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 657 | 施行の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)                  | 土地区画整理法 | 第4条第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 658 | 規準又は規約及び事業計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)     | 土地区画整理法 | 第10条第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 40日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 659 | 施行者に変動を生じた場合の規約の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)     | 土地区画整理法 | 第11条第4項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 40日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 660 | 土地区画整理事業の廃止及び終了の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)     | 土地区画整理法 | 第13条第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 61日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 661 | 組合設立の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)                | 土地区画整理法 | 第14条第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 662 | 事業計画の決定に先立つ組合設立の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)     | 土地区画整理法 | 第14条第2項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 663 | 事業計画の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)                | 土地区画整理法 | 第14条第3項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 664 | 定款及び事業計画又は事業基本方針の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。) | 土地区画整理法 | 第39条第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 70日    |                     | 都市部 市街地整備課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                                                                                                                                         | 法令名称    | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間 | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|--------|---------------------|------------|
| 665 | 組合の解散の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                       | 土地区画整理法 | 第45条第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 666 | 決算報告の承認(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                        | 土地区画整理法 | 第49条       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 667 | 施行の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                          | 土地区画整理法 | 第51条の2第1項  | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 90日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 668 | 規準又は事業計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                 | 土地区画整理法 | 第51条の10第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 70日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 669 | 区画整理会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)) | 土地区画整理法 | 第51条の11第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 70日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 670 | 土地区画整理事業の廃止又は終了の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))             | 土地区画整理法 | 第51条の13第1項 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 60日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 671 | 建築行為等の許可(独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。))                                                                                       | 土地区画整理法 | 第76条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日     |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 672 | 換地計画の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                        | 土地区画整理法 | 第86条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 50日    |                     | 都市部 市街地整備課 |
| 673 | 換地計画の変更の認可(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))                     | 土地区画整理法 | 第97条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 40日    |                     | 都市部 市街地整備課 |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.        | 処分の概要                                       | 法令名称                            | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間              | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署       |
|------------|---------------------------------------------|---------------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|---------------------|--------------------------------------------|------------|
| 674        | 土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可                     | 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 | 第7条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日                  |                                            | 都市部 市街地整備課 |
| ◎都市部 公園緑地課 |                                             |                                 |            |            |                                                               |                  |                   |                     |                                            |            |
| 675        | 行政財産の使用許可                                   | 地方自治法                           | 第238条の4第7項 | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日               |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 676        | 特別緑地保全地区における行為の許可                           | 都市緑地法                           | 第14条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ③その他                                       | 都市部 公園緑地課  |
| 677        | 管理協定の締結の認可                                  | 都市緑地法                           | 第24条第5項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 678        | 推進法人の指定                                     | 都市緑地法                           | 第69条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 679        | 生産緑地地区内における行為の制限に対する許可                      | 生産緑地法                           | 第8条第1項     | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 10日                 |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 680        | 公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可                  | 都市公園法                           | 第5条第2項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 設置・管理・変更許可<br>10日以内 |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 681        | 設置等予定者の選定                                   | 都市公園法                           | 第5条の4第3項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 682        | 公募設置等計画の認定                                  | 都市公園法                           | 第5条の5第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 683        | 公募設置等計画の変更の認定                               | 都市公園法                           | 第5条の6第1項   | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 684        | 地位の承継の承認                                    | 都市公園法                           | 第5条の8      | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 685        | 都市公園の占用許可                                   | 都市公園法                           | 第6条第1項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 10日                 |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 686        | 都市公園の占用許可の変更                                | 都市公園法                           | 第6条第3項     | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 10日                 |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 687        | 公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用) | 都市公園法                           | 第33条第4項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 設置管理・変更許可<br>10日以内  |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 688        | 公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)                    | 都市公園法                           | 第33条第4項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 占用・変更許可10日以内        |                                            | 都市部 公園緑地課  |
| 689        | 景観重要建造物の現状変更の許可                             | 景観法                             | 第22条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |
| 690        | 景観重要樹木の現状変更の許可                              | 景観法                             | 第31条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定                 | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課  |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.       | 処分の概要                         | 法令名称                     | 根拠条項       | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間         | 標準処理期間を設定していない場合の理由                        | 担当部署      |
|-----------|-------------------------------|--------------------------|------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|----------------|--------------------------------------------|-----------|
| 691       | 管理協定の締結の認可                    | 景観法                      | 第36条第3項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定            | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課 |
| 692       | 管理協定の変更の認可(第36条第3項の準用)        | 景観法                      | 第40条       | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定            | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課 |
| 693       | 景観地区内の建築物計画の認定                | 景観法                      | 第63条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 申請書の受理日より30日以内 |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 694       | 仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和存続の許可    | 景観法                      | 第77条第3項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定            | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課 |
| 695       | 景観協定の締結の認可                    | 景観法                      | 第81条第4項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 696       | 景観協定の変更の認可                    | 景観法                      | 第84条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 60日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 697       | 景観協定の廃止の認可                    | 景観法                      | 第88条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 698       | 一の所有者による景観協定の認可               | 景観法                      | 第90条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 699       | 景観整備機構の指定                     | 景観法                      | 第92条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 700       | 歴史的風致維持向上支援法人の指定              | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 | 第34条第1項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 30日            |                                            | 都市部 公園緑地課 |
| 701       | 樹木等管理協定の締結の認可                 | 都市の低炭素化の促進に関する法律         | 第38条第4項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 未設定            | ①処分の先例がないか、稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である場合 | 都市部 公園緑地課 |
| ◎水道部 業務課  |                               |                          |            |            |                                                               |                  |                   |                |                                            |           |
| 702       | 行政財産の使用許可                     | 地方自治法                    | 第238条の4第7項 | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 7～30日          |                                            | 水道部 業務課   |
| ◎監査委員事務局  |                               |                          |            |            |                                                               |                  |                   |                |                                            |           |
| 703       | 事務の監査の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用) | 地方自治法施行令                 | 第99条       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 10日間           |                                            | 監査委員事務局   |
| ◎農業委員会事務局 |                               |                          |            |            |                                                               |                  |                   |                |                                            |           |
| 704       | 特定法人に対する農地等の権利移動の許可           | 構造改革特別区域法                | 第24条第1項    | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                   | 30日            |                                            | 農業委員会事務局  |

【(法適用)申請に対する処分】

| No. | 処分の概要                      | 法令名称                        | 根拠条項      | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間   | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署     |
|-----|----------------------------|-----------------------------|-----------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|----------|---------------------|----------|
| 705 | 農地等の権利移動の許可                | 農地法                         | 第3条第1項    | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 4週間      |                     | 農業委員会事務局 |
| 706 | 特定農地貸付けに関する承認              | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律    | 第3条第3項    | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 20～40日程度 |                     | 農業委員会事務局 |
| 707 | 特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)   | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 | 第4条第1項    | ①有         |                                                               | ①有               |                   | 20～40日程度 |                     | 農業委員会事務局 |
| 708 | 農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認       | 土地改良法                       | 第3条第1項第2号 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日       |                     | 農業委員会事務局 |
| 709 | 農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認     | 土地改良法                       | 第3条第2項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 7日       |                     | 農業委員会事務局 |
| 710 | 農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定       | 土地改良法                       | 第3条第3項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20～40日程度 |                     | 農業委員会事務局 |
| 711 | 農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定 | 土地改良法                       | 第3条第4項    | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 20～40日程度 |                     | 農業委員会事務局 |

◎選挙管理委員会事務局

|     |                                     |                    |          |    |                                                               |  |  |       |  |            |
|-----|-------------------------------------|--------------------|----------|----|---------------------------------------------------------------|--|--|-------|--|------------|
| 712 | 議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)       | 地方自治法施行令           | 第100条    | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～14日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 713 | 施設の使用に要する費用の承認                      | 地方自治法施行令           | 第107条第3項 | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～10日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 714 | 議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)    | 地方自治法施行令           | 第110条    | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～14日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 715 | 施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)         | 地方自治法施行令           | 第113条    | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～10日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 716 | 長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)        | 地方自治法施行令           | 第116条    | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～14日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 717 | 施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)         | 地方自治法施行令           | 第116条の2  | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～10日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 718 | 施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用) | 地方自治法施行令           | 第120条    | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～10日 |  | 選挙管理委員会事務局 |
| 719 | 投票実施請求代表者証明書の交付                     | 市町村の合併の特例に関する法律施行令 | 第13条第2項  | ②無 | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |  |  | 7～14日 |  | 選挙管理委員会事務局 |

◎教育部 教育総務課

【(法適用)申請に対する処分】

| No.           | 処分の概要                 | 法令名称     | 根拠条項                              | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                             | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由             | 標準処理期間             | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署         |
|---------------|-----------------------|----------|-----------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|--------------|
| 720           | 指定納付受託者の指定            | 地方自治法    | 第231条の2の3第1項                      | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                               | 90日                |                     | 教育部 教育総務課    |
| 721           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                               | 7～30日              |                     | 教育部 教育総務課    |
| ◎教育部 学校施設課    |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 722           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                               | 7～30日              |                     | 教育部 学校施設課    |
| ◎教育部 学務課      |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 723           | 小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除 | 学校教育法    | 第18条                              | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 7日                 |                     | 教育部 学務課      |
| 724           | 小学校、中学校又は義務教育学校の変更    | 学校教育法施行令 | 第8条                               | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 3日                 |                     | 教育部 学務課      |
| 725           | 区域外就学等                | 学校教育法施行令 | 第9条                               | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 14日                |                     | 教育部 学務課      |
| ◎教育部 教育指導課    |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 726           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 7～30日              |                     | 教育部 教育指導課    |
| ◎教育部 学校給食センター |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 727           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                               | 7～30日              |                     | 教育部 学校給食センター |
| ◎教育部 生涯学習課    |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 728           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                               | 7～30日              |                     | 教育部 生涯学習課    |
| 729           | 文化財保存活用支援団体の指定        | 文化財保護法   | 第192条の2第1項                        | ②無         | ③処分の先例がなく、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合                         |                  |                               | 30日                |                     | 教育部 生涯学習課    |
| 730           | 史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可 | 文化財保護法   | 第125条第1項                          | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                               | 30日                |                     | 教育部 生涯学習課    |
| ◎教育部 公民館      |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 731           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                               | 7～30日              |                     | 教育部 公民館      |
| ◎消防本部 消防総務課   |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 732           | 行政財産の使用許可             | 地方自治法    | 第238条の4第7項                        | ②無         | ②処分の性質上、審査基準を具体的に作成することが技術的に困難である場合                           |                  |                               | 7～30日              |                     | 消防本部 消防総務課   |
| ◎消防本部 予防課     |                       |          |                                   |            |                                                               |                  |                               |                    |                     |              |
| 733           | 防火対象物の定期点検報告制度の特例認定   | 消防法      | 第8条の2の3第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。） | ①有         |                                                               | ②無               | ①人の生命、身体及び財産の保護に支障があると認められる場合 | 30日                |                     | 消防本部 予防課     |
| 734           | 危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認       | 消防法      | 第10条第1項ただし書                       | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 5日                 |                     | 消防本部 予防課     |
| 735           | 危険物施設設置・変更の許可         | 消防法      | 第11条第1項                           | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 設置許可21日<br>変更許可14日 |                     | 消防本部 予防課     |
| 736           | 危険物施設の完成検査            | 消防法      | 第11条第5項前段                         | ①有         |                                                               | ①有               |                               | 5日                 |                     | 消防本部 予防課     |

【(法適用)申請に対する処分】

| No.       | 処分の概要         | 法令名称         | 根拠条項         | 審査基準の設定の有無 | 審査基準を設定していない場合の理由                                                 | 審査基準を公にしていることの有無 | 審査基準を公にしていない場合の理由 | 標準処理期間                            | 標準処理期間を設定していない場合の理由 | 担当部署     |
|-----------|---------------|--------------|--------------|------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------|---------------------|----------|
| 737       | 仮使用の承認        | 消防法          | 第11条第5項後段    | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | 14日                               |                     | 消防本部 予防課 |
| 738       | 危険物施設の完成検査前検査 | 消防法          | 第11条の2第1項    | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | タンク検査5日<br>基礎・地盤検査20日<br>溶接部検査20日 |                     | 消防本部 予防課 |
| 739       | 予防規程の認可、変更認可  | 消防法          | 第14条の2第1項    | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | 15日                               |                     | 消防本部 予防課 |
| 740       | 定期保安検査        | 消防法          | 第14条の3第1項    | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | 20日                               |                     | 消防本部 予防課 |
| 741       | 臨時保安検査        | 消防法          | 第14条の3第2項    | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | 20日                               |                     | 消防本部 予防課 |
| 742       | 完成検査済証の再交付    | 危険物の規制に関する政令 | 第8条第4項       | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、<br>行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 3日                                |                     | 消防本部 予防課 |
| 743       | 保安検査時期の変更     | 危険物の規制に関する政令 | 第8条の4第2項ただし書 | ②無         | ①申請に対する処分の基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされ、<br>行政庁の裁量を働かせる余地がない程度に明確である場合 |                  |                   | 5日                                |                     | 消防本部 予防課 |
| ◎消防本部 警防課 |               |              |              |            |                                                                   |                  |                   |                                   |                     |          |
| 744       | 行政財産の使用許可     | 地方自治法        | 第238条の4第7項   | ①有         |                                                                   | ①有               |                   | 7日～30日                            |                     | 消防本部 警防課 |